

# 青森県報

第二百八十六号

令和三年  
三月二十二日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……一
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……二
- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生生活文化課) ……二
- 農用地利用配分計画の認可……………(構造政策課) ……二
- 建設業者の許可の取消し……………(中 南 地 域 民 局) ……三
- 出先機関
- 土地改良区の役員の内任……………(上 北 地 域 民 局) ……三
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……四
- 公 営 企 業
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病 院 管 理 課) ……四

### 告

### 示

### 青森県告示第二百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	居宅介護事業者
社会福祉法人あすなる会	三戸郡階上町大字角柄六折字柳下五	所主たる所在地	居宅介護事業者
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所あすなるの里	名 称	居宅介護事業者
三戸郡階上町大字赤保内字外平三	三戸郡階上町大字角柄六折字志民久保一二の八	所 在 地	居宅介護事業者
令和三年三月二十二日		変 更 年 月 日	

### 青森県告示第二百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	介護予防事業者		介護予防事業所		変 更 年 月 日
	名 称	所主たる所在地	名 称	所 在 地	
介護予防事業の種類	介護予防事業の種類	介護予防事業の種類	介護予防事業所	介護予防事業所	

変更後	変更前
法人あすなる会	社会福祉法人あすなる会
折柳下六	三戸郡階上町大字角柄の五
宅能型居	介護予防小規模多機能型居
ないの里	小規模多機能ホー
三の内字二七三	三戸郡階上町大字赤保
	八保折一志の六
	三戸郡階上町大字角柄
	令和 二〇二一

青森県告示第二百十号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

令和三年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

張所	浜館支店戸山出張所	青森市蛭沢四丁目	及び
亀甲町支店	弘前市大字亀甲町		を削る。

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和三年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 申請のあつた年月日  
令和三年三月十五日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人三戸町観光協会
- 代表者の氏名  
藤村 立夫
- 主たる事務所の所在地  
三戸郡三戸町大字川守田字西張渡三〇の八
- 定款に記載された目的  
この法人は、三戸町及び近隣の地域における観光資源の保存、紹介並びに観光客の誘致による観光振興に関する事業を行い、観光及び文化の向上と地域の活性化に寄与することを目的とする。

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を令和三年三月二十二日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

令和三年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
田中 聡	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字小湊字家ノ下二一の一ほか一筆
田中 聡	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字小湊字下槻三二の一ほか二筆
小関 貴裕	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字松野木字向通一〇

阿部 広志	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字松野木字深山六九
阿部 広志	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字松野木字派平四六
福原 和人	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町大字徳下字元前田八五
株式会社興農 ファームあおもり	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村大字田舎館字東田四一の二
三上 一雄	西津軽郡鰺ヶ沢町	西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字世永二一四の一ほか十一筆
松山 修三	西津軽郡鰺ヶ沢町	西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字世永二四八ほか一筆
外崎 昭三	北津軽郡中泊町	北津軽郡中泊町大字宮野沢字蛭沢一四六
下山 勝彦	北津軽郡中泊町	北津軽郡中泊町大字薄市字玉清水一五〇
共和産業株式会社	上北郡七戸町	上北郡七戸町字鉢森平二二三
下浅 祐輔	上北郡東北町	上北郡東北町字外蛭沢北久保四一の一ほか一筆
下浅 祐輔	上北郡東北町	上北郡東北町字保戸沢道橋ノ上一一九ほか二十三筆
下浅 祐輔	上北郡東北町	上北郡東北町字岩渡沢五二の一ほか十一筆
中川原 典子	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町浜道七一の六五ほか二筆
中川原 典子	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町二川目二丁目八の五四ほか一筆
中川原 典子	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町二川目二丁目一七の五七
中川原 典子	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町浜道七九六ほか一筆
中川原 典子	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町二川目二丁目八の四五ほか一筆

中川原 典子	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町浜道七九五
田中 豊日	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町小前谷地六八の三ほか一筆
三村 榮子	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町東下谷地三四四の一

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社野呂電気工商商会
- 二 代表者の氏名 野呂兼與志
- 三 主たる営業所の所在地 南津軽郡藤崎町大字藤崎字中村井二の一二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第一一九八二号
- 五 取消年月日 令和三年三月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和三年三月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、奥

瀬堰土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和三年三月二十二日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 の 年 月 日
理 事	加 賀 市 野 進	十 和 田 市 大 字 沢 田 字 西 村 九	令 和 三 ・ 三 ・ 二

#### 土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大浦土地改良区の定款の変更を令和三年三月十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和三年三月二十二日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

## 公 営 企 業

#### 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年三月二十二日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品等の名称及び数量

重油（日本産業規格 一種二号） 十五万六千リットル

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目の一 青森県立中央病院外来棟三階

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和三年二月二十五日

五 落札者の名称及び住所

カメイ株式会社青森支店

青森市原別八丁目七の一

六 落札金額

一リットル 六十六円三十三銭

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和二年二月十四日

（発行者・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円